

## ルールをまもろう

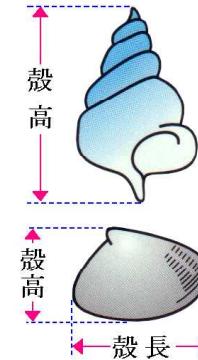
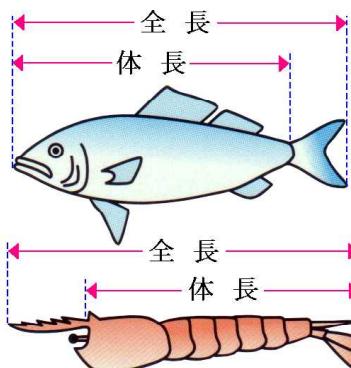
### ◎ルール(規則)を守ろう

漁業権の区域の中で漁業権の内容となっているイセエビやタコ等を釣って(採捕して)はいけません。

漁業権の区域外でも、種類によって採捕禁止期間、採捕禁止サイズが和歌山県漁業調整規則で決められています。

#### 採捕禁止期間・採捕禁止サイズ

種類	禁止期間	禁止サイズ(周年)
イセエビ	5/1～9/15	体長15cm以下
アユ	1/1～5/25	-
ウナギ	-	全長30cm以下
ブリ	-	全長15cm以下
アワビ	9/1～2月末(ただし、加太地先は10/1～11/30)	殻長10cm以下
トコブシ	9/1～2月末(ただし、加太地先は10/1～11/30)	殻長4.5cm以下
バカガイ	6/1～9/30	-
ナマコ	4/1～7/31	-
サンゴ	周年	-



■平成27年10月1日改正規則施行

○加太地先のアワビ類禁止期間が 10/1～11/30 に短縮されました。  
○さんご(あかさんご、ももいろさんご及びしろさんご)が周年採捕禁止となりました。

## 安全に心がけよう

荒れた海は、思った以上に危険です。釣りに出かけるときは、気象の変化に充分注意し、海況が思わしくないときは、思い切って計画をとりやめましょう。

1. 港口や航路付近等でのゴムボートによる釣りは**大変危険**です。また、人や船にむけての投げ釣りはやめましょう。



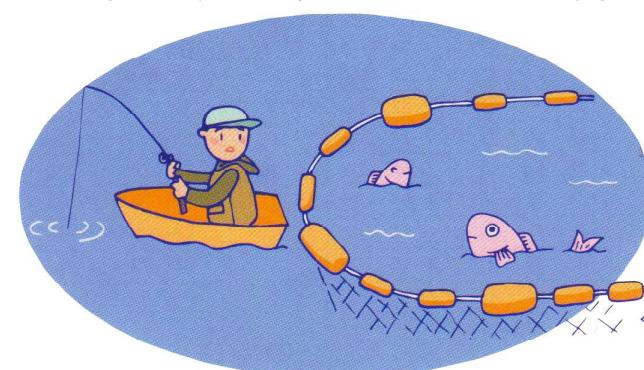
2. 漁船が魚礁などで集団操業している漁場は**大変危険**です。また、操業の妨害になるような場所での釣りはやめましょう。



3. 網をひいている漁船とは十二分に距離をおいて走行しましょう。



4. 沿岸では養殖漁業や定置網漁業などが営まれています。ブイの周りには、網などがありますので充分注意しましょう。



5. 地元漁業者の注意を守って海難防止につとめましょう。

6. できるだけグループ行動をとり、安全の確保につとめましょう。

7. 救命具を着用し、あらかじめ避難場所などを調べておきましょう。

8. 危険な場所での釣りはやめましょう。